

日本語版《Japanese》

三重大学

外国人研究者受入れマニュアル

※ここで示す外国人研究者とは、三重大学外国人研究者受入れ規程で定めている

外国人研究者を指します。



令和7年4月

三重大学国際戦略チーム

本マニュアルでは、以下のように記載内容の対象者を区分しております。

各項目において対象者ごとに必要な情報を示しておりますので、

●・・・外国人研究者

ご確認の際には該当箇所をご参照ください。

●・・・受入れ教員

目次

1. 安全保障輸出管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

安全保障輸出管理について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
------------------------------	---

2. 渡日前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

外国人研究者の受入れ決定後・・・・・・・・	3
在留資格認定証明書（COE）について・・・・・・・・	3
査証（ビザ）と在留資格について・・・・・・・・	4
査証の申請方法（在留資格が「教授」「文化活動」「家族滞在」の場合）・・・・・・・・	6
査証の申請方法（在留資格が「短期滞在」の場合）・・・・・・・・	6
所得税・・・・・・・・	7
住まいの手配・・・・・・・・	8
医療保険・・・・・・・・	8
在留カード（出入国港にて）・・・・・・・・	8
健康診断結果の提出・・・・・・・・	9

3. 渡日後及び滞在中・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

3-1.市役所での手続き

住民登録（3カ月以上滞在される方のみ）・・・・・・・・	10
国民健康保険証（3カ月以上滞在される方のみ）・・・・・・・・	10

3-2.入国管理局での手続き

在留資格の変更・・・・・・・・	11
在留期間の更新・・・・・・・・	12
再入国・・・・・・・・	12
家族の来日・・・・・・・・	13
<90日以内の短期滞在の場合>	
<90日以上滞在する場合>	

3-3.住居

留学生寄宿舍 C 棟	1 4
民間宿舎（アパート・マンション等）	1 4
電気・ガス・水道	1 5

3-4.日常生活

麻薬について	1 5
盗難・紛失について	1 5
交通安全について	1 6
①自動車・バイク	
②自転車	
③もしも、交通事故にあったら、または加害者になったら	
ゴミ処理について	1 7
緊急時の連絡	1 7
①警察への通報（盗難、交通事故等）	
②消防署への通報（火事、けが、急病等）	
自然災害	1 8
銀行口座の開設	1 8
携帯電話	1 9
行政窓口・郵便局	1 9

3-5.健康管理

病院へ行くとき	2 1
夜間・休日診療所	2 1

3-6.学内施設

キャンパスマップ	2 2
----------	-----

3-7.外国人の支援団体

行政通訳・相談 みえ外国人相談サポートセンターみえこ「MieCo」	2 2
WELCOME（外国人相談窓口）	2 3
津市国際交流協会	2 3

3-8. アクセス

三重大学までのアクセス	2 4
-------------	-----

4. 帰国前	26
学内手続き	26
住宅関係の手続き	26
市役所・金融関係等の手続き	27
5. 三重大学外国人研究者受入れ規程	29

1. 安全保障輸出管理

安全保障輸出管理について

●・・・受入れ教員

我が国では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて、公知でない技術の「国境を越える提供」及び「国内における非居住者／特定類型該当者に対する提供」が安全保障輸出管理の対象となっており、本学においても規程及び確認・審査体制を構築しています。

受け入れる外国人研究者は、三重大学に“勤務”するわけではありませんので、入国後6カ月未満は「非居住者」として、安全保障輸出管理の対象となります。また、6ヶ月経過後も、“雇用、業務委託等に基づき外国政府等・外国法人等の支配下にある者”及び“奨学金、支援金等に基づき外国政府等の実質的な支配下にある者”は「特定類型該当者」として、引き続き安全保障輸出管理の対象となります。6ヶ月経過後も安全保障輸出管理の対象となるかどうかを明確化するため、来日後速やかに「特定類型該当性申告書」を提出いただきますのでご協力ください。

「非居住者」又は「特定類型該当者」として安全保障輸出管理の対象となる場合の対応ですが、受入れ審査の段階で「安全保障輸出管理該当非判定（1次審査）願」に記入いただいた範囲の技術提供については、本学としての確認・審査は完了していますので、特別の対応は不要です。それ以外の（公知でない）技術提供が発生しうる場合にご注意ください。例えば、次の場合が考えられます。

（1）研究計画に変更が生じる場合

研究の進捗状況等によって、審査段階で想定していなかった技術提供が新たに発生し、そうであれば、**「安全保障輸出管理チェックリスト」及び「安全保障輸出管理該当非判定（1次審査）願」を改めて提出し、確認・審査を受けてください。**

（2）学内の研究発表会を聴講する場合、他の研究者・学生と技術交流を行う場合

公開されている会であれば、参加人数の多少にかかわらず、「技術を公知とするための提供」として安全保障輸出管理の例外が適用できます。逆に、参加者に秘密保持誓約書の提出を課すような会の場合、多人数が参加する場であっても、技術を公知とするための提供とは見なせず、例外が適用できません。審査段階に想定していなかった技術提供が例外適用できない場で発生しそうな場合は、**「安全保障輸出管理チェックリスト」及び「安全保障輸出管理該当非判定（1次審査）願」を改めて提出して確認・審査を受けるか、またはそういう場に参加させないようにしてください。**

また、安全保障輸出管理の対象となるか否かにかかわらず、受け入れた外国人研究者とは、細やかなコミュニケーションを心がけてください。外国人研究者についてご相談があれば、国際戦略チームにご連絡ください。

●・・・外国人研究者

我が国では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて、公知でない技術の「国境を越える提供」及び「国内における非居住者／特定類型該当者に対する提供」が安全保障輸出管理の対象となっており、本学においても規程及び確認・審査体制を構築しています。

その一環として、来日後にまず「誓約書」「特定類型該当性申告書」を提出していただきます。誓約事項にもある通り、本学において研究活動を実施するに当たっては、研究上の技術情報を他の外国人に対して提供しようとする場合や、研究上の使用機器・使用材料、研究の結果得られた有体物を国外に輸出(送付、持出し等)しようとする場合は、必ず事前に受入教員に相談してください。これらの提供・輸出行為を無許可で実施すると、外為法違反になることがあります。なお、研究活動を通して得た技術、成果、成果物等の、軍事目的での使用や、軍事目的に使用する懸念のある者への提供は、帰国後も含めて認められません。

それ以外でも、研究計画にない活動を実施しようとする場合は、事前に受入教員に相談するようにしてください。

2. 渡日前

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

外国人研究者の受入れ決定後

「出入国管理及び難民認定法（入管法）」に基づき日本に入国しようとする外国人は、原則として、自国政府の発給する有効な旅券（パスポート）に日本国政府の発給する査証（ビザ）を受けたものを所持した上で来日する必要があります。

そのため、はじめに、査証（ビザ）の取得手続きを行う必要があります。査証（ビザ）の手続きは、外国人が在住する国・地域によって発給までの期間・プロセスが異なります。場合によっては、査証（ビザ）の発給が間に合わず、予定日に入国できない可能性があるため、受入れが決定しましたら、速やかに準備を行うようご協力ください。

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

在留資格認定証明書（COE）について

日本に入国しようとする外国人は、入国目的や在留中の活動内容・滞在期間にあった在留資格の査証（ビザ）を自国の日本大使館（領事館）で受けなければなりません。

査証（ビザ）の取得申請には、短期滞在査証を除き、多くの場合、日本の法務省入国管理局が発行する「在留資格認定証明書（COE）」が必要になります。あらかじめ「在留資格認定証明書（COE）」を取得した上で査証申請する場合には、取得しないで申請した場合と比較して、短期間に査証を取得できます。

（1）在留資格認定証明書（COE）

在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility: 通称 COE）は、日本に入国しようとする外国人が、入国の条件に適合しているかどうかを法務大臣が事前に審査を行い、条件に適合すると認められる場合に交付されるものです。

日本に入国する外国人が在外公館（日本大使館・領事館）に COE を提示して査証（ビザ）の発給申請を行った場合、法務大臣の事前審査が終了しているとみなされ、査証（ビザ）の早期発給が期待されます。

また、入国時に COE を提示することで、入国審査官による上陸審査も簡易で迅速に行われます。

COE の有効期間は交付日より3ヶ月間で、この有効期間内に日本に入国しなければ無効となります。

外国人の受入れが取り消しになった時点ですでに COE が交付されている場合は、COE を入国管理局へ返納する必要があります。また、COE が無効となったために再

度申請を行う場合も、予め無効となった COE を返納する必要があります。

(2) 在留資格認定証明書 (COE) 交付申請の外部委託

三重大学ではサポート行政書士法人と在留資格認定証明書 (COE) の交付申請業務委託契約を締結しており、本学で受け入れる留学生、研究者及びその家族の COE 申請について、必要なデータ及び書類収集、COE 交付申請書の作成、入管への持ち込み、COE の受領までを業者に委託することができます。また、COE やビザに関する対象者からの照会にも対応していますので、ぜひご利用ください。

(Forms) COE 申請依頼フォーム

●・・・受入れ教員

[<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=LH0jxbM8DUGnG2D9OG4zHkNwFTO6ovxLgaz3wR6LiZdUOTk2M0s3UkJVQTVQMEI2R1g5SzJNSU5ETCQIQCN0PWcu>](https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=LH0jxbM8DUGnG2D9OG4zHkNwFTO6ovxLgaz3wR6LiZdUOTk2M0s3UkJVQTVQMEI2R1g5SzJNSU5ETCQIQCN0PWcu>)

担当窓口

国際戦略チーム留学生担当：059-231-9057

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

査証 (ビザ) と在留資格について

(1) 査証 (ビザ)

査証 (ビザ) は、旅券 (パスポート) が有効であることを確認するとともに、入国しても支障がないという推薦の意味がありますが、査証 (ビザ) を所持していることは入国の要件の一つであり、入国を保証するものではありません。

査証 (ビザ) は在外公館 (日本大使館・領事館) において発給されます。申請は入国する外国人自身が行う必要があります、代理人が日本国内で手続きする制度はありません。

また、日本に到着した後に取得することはできません。

一次有効の査証 (ビザ) は、入国時の上陸許可が与えられた時点で使用済みとなります。(数次有効の査証 (ビザ) は、有効期間満了まで使用済みとはなりません。)

詳しくは、次の情報を参考にしてください。

●外務省ビザ・インフォメーション・サービス

☎ 03-5369-6577

●外務省ホームページ「査証 (ビザ) に関する、よくある質問」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/faq.html>

(2) 在留資格

在留資格とは、外国人が日本国内で活動するために必要な資格のことです。この在留資格には様々な種類があり、それぞれの資格には活動範囲や滞在期間が定められています。

ビザと在留資格は混同しやすいですが、厳密にはビザは査証を指し、在留資格とは異なります。査証（ビザ）は主に入国許可証として機能し、在留資格は日本国内で特定の活動を行うための資格を指します。

(3) 大学で受入れる場合の外国人研究者の在留資格

三重大学で研究活動を行う外国人研究者は、通常「教授」「文化活動」「短期滞在」のうち、いずれかの在留資格で渡日、在留することになります。また、ご家族を同伴される場合、「家族滞在」資格が必要となる場合もあります。

A. 「教授」： 大学もしくは日本の教育研究機関・財団から日本滞在中の経費・報酬が支払われる場合

B. 「文化活動」：報酬を伴わない学術・芸術上の活動で、経費出途が日本国内外の団体、機関もしくは私費の場合

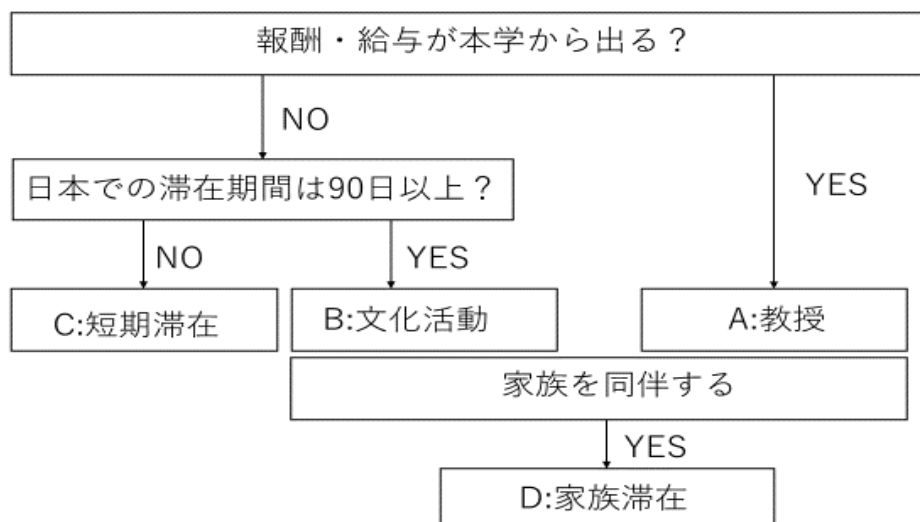
C. 「短期滞在」： 国際シンポジウムに出席する等の目的で渡日する場合

※査証(ビザ)免除措置国・地域から渡日し、在留が短期間の場合、査証（ビザ）免除の措置があります。

ビザ免除国・地域一覧：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

D. 「家族滞在」： 日本で報酬がなく、滞在期間が 90 日を超える、外国人研究者の家族（配偶者又は子に限る。）

●外国人研究者が必要となる在留資格チャート



●・・・外国人研究者

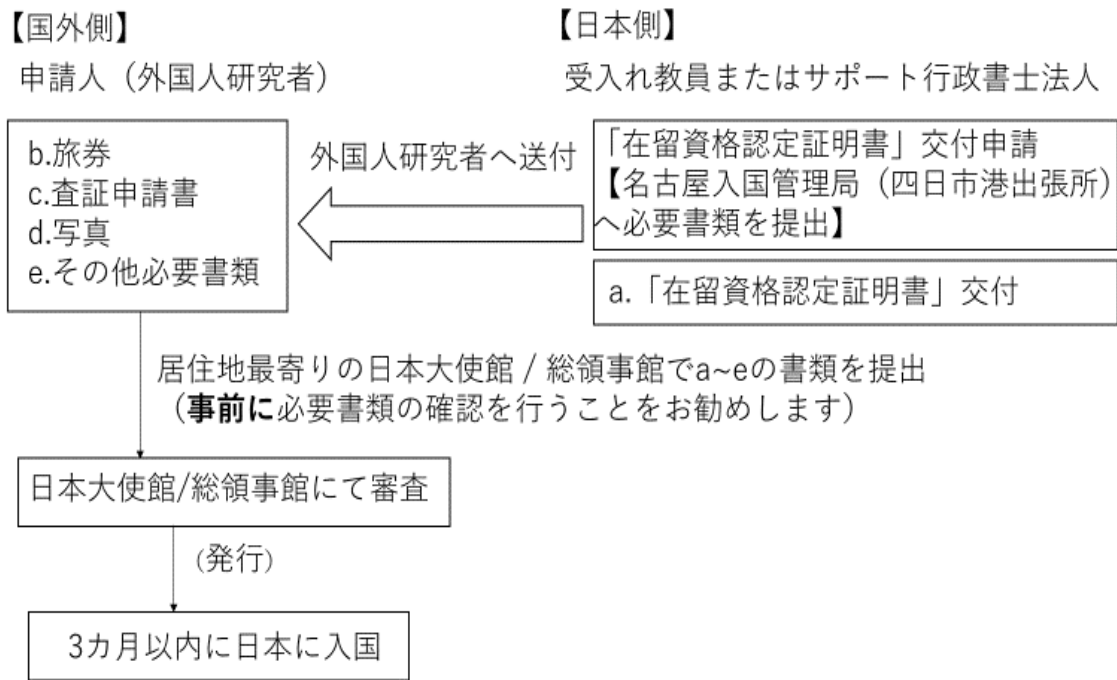
●・・・受入れ教員

査証（ビザ）の申請方法（在留資格が「教授」「文化活動」「家族滞在」の場合）

日本での報酬がある、又は滞在期間が 90 日以上の場合、日本側で在留資格認定証明書 (COE) を取得する必要があります。在留資格認定証明書 (COE) の交付を申請するにあたり、「教授」「文化活動」「家族滞在」により準備する書類が異なります。詳しくは下記のウェブサイトをご参照ください。なお、「教授」や「文化活動」の資格を有する 外国人研究者が来日後に家族を呼び寄せる場合は、外国人研究者自身が家族分の在留資格認定証明書 (COE) の交付申請をしなければいけません。

出入国在留管理庁 HP : <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>

●査証（ビザ）の手続きの流れ（在留資格「教授」「文化活動」「家族滞在」）



●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

査証(ビザ)の申請方法（在留資格が「短期滞在」の場合）

① 査証（ビザ）免除国・地域

下記 URL に記載のある国・地域のいずれかのパスポートを保有している外国人研究者や

その家族が日本に入国する場合は、査証（ビザ）を取得する必要はありません。ただし、査証（ビザ）がなくても滞在できる日数については、国・地域により制限があるので確認してください。

査証（ビザ）免除措置国・地域一覧：

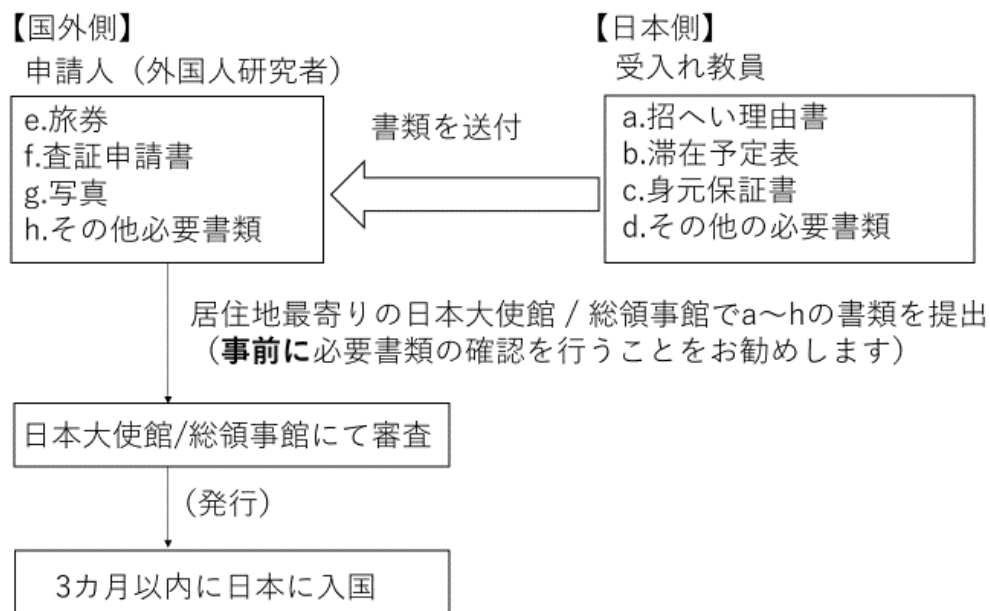
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

② ①以外の国・地域 - 短期滞在査証（ビザ）取得の手続き

短期滞在には国籍及び目的（「短期商用」「知人訪問」等）により日本側で手配する書類が異なります。下記 URL から招へい者の国籍、目的を確認し、必要書類を準備願います。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

●査証（ビザ）の手続きの流れ（在留資格「短期滞在」）



●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

所得税

外国人研究者の方に給与又は謝金を支払う場合、租税条約に関する届出書を提出することにより、日本での課税を免れることができます。

対象となる国や手続き詳細については、人事労務チーム経理給与担当へご相談ください。対象国の居住者である場合、「居住者証明書」を外国人研究者に取得していただく必要があります。(対象の居住者であっても、書類提出がない場合は、所得税として 20.42%控除されます。)

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

住まいの手配

三重大学には留学生のための寮があり、その一部を外国人研究者も利用することが可能です。詳しくは、国際戦略チームにお問い合わせください。

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

医療保険

本国で医療機関を利用する際に保険に加入していない場合、高額な医療費を支払うことになります。在留期間が3カ月未満の短期滞在の方には、渡日前に海外旅行傷害保険に加入することを強く推奨します。

一方で、在留期間が3カ月を超える在留資格を有する方は、国民健康保険への加入が義務付けられています。この保険に加入することで、医療費の自己負担額を大幅に軽減することが可能です。詳しくは、10 ページ以降を参照してください。

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

在留カード（出入国港にて）

3カ月を超える在留資格をもって日本に滞在する外国人には、在留カードが発行されます。（在留資格が「短期滞在」の場合、及びその他の在留資格であっても在留期間が3カ月以下の場合は、発行されません。）

在留カードは、成田、羽田、中部、関西、新千歳、広島、福岡空港に到着する場合は、原則、入国審査時に交付されます。その他の出入国港より入国する場合、住民基本台帳登録後に、登録された住所宛てに郵送されます。

在留カードの常時携帯義務

在留カードは、外出時に常に携帯しなければなりません。16歳未満の方については、在留カードの常時携帯義務が免除されていますので、常時携帯する必要はありません。

(在留カード見本)



●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

健康診断結果の提出

1か月以上滞在予定の外国人研究者は、来日までに渡日前健康診断の結果を保健管理センターへ提出し、事前に承認を得る必要があります。

詳細については、受入れ教員が以下の URL にアクセスし、必要書類を外国人研究者に配布してください。

<https://www.mie-u.ac.jp/staff/medicalcertificate.html>

外国人研究者は、作成した書類を受入れ教員へ送付してください。

その後、受入れ教員は外国人研究者から提出された書類を保健管理センターへ提出してください。

3. 渡日後及び滞在中

3-1. 市役所での手続き

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

住民登録（3カ月以上滞在される方のみ）

住所の届出

日本に3カ月を超えて滞在する外国人は、住民地の市役所・支所で日本での住居地を登録しなければなりません。（住民地を定めてから14日以内）

（注）パスポートに「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続きをしてください。

【必要書類】

- ・旅券（パスポート）
- ・在留カード
- ・世帯主との続柄を証明する書類（家族も一緒に住民登録する場合）

－子供の場合：出生証明書

－配偶者の場合：婚姻証明書等

※日本語の翻訳文を添付する必要があります。

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

国民健康保険（3カ月以上滞在される方のみ）

日本には医療費の負担を軽減するための公的医療保険制度があり、在留期間が3カ月を超える方には加入が義務付けられています。加入には保険料が必要ですが、医療費は30%の自己負担で済みます。病院に行く時は、必ず保険証（資格確認書またはマイナンバーカード）を持って行き、診療受付で提示してください。保険証（資格確認書またはマイナンバーカード）は日本全国で有効なので、常に携行してください。

《資格確認書》

市役所で住民登録が完了した当日中に資格確認書を取得できます。資格確認書の提示で医療機関へ30%負担で受診できます。常に携帯してください。

【必要書類】

- ・本人確認書類（パスポート・在留カード）
- ・住民票（マイナンバー・続柄の記載のあるもの）
- ・世帯主や扶養者の情報

【保険料の支払い方法】

- ・銀行（ゆうちょ銀行を含む）の口座振替（要手続き）
- ・市区町村窓口や指定金融機関での窓口払い
- ・コンビニ支払い（納付書を利用）
- ・一部自治体ではオンライン決済も可能

《マイナンバーカード》

マイナンバーカードの取得は必須ではありません。住民登録後、後日郵送でマイナンバーカード発行申請書が送られてきますので、希望する方は申請してください。後日、マイナンバーカードが郵送されますので、医療機関へ提示することで、自己負担 30%で受診できます。マイナンバーカードには在留資格と同じ期限が設定されており、在留期間を更新する際にはマイナンバーカードの更新も必要です。その際、更新手続きには手数料が発生します。そのため、外国人研究者の皆様には、マイナンバーカードの取得を必須とせず、必要性を慎重に判断することを推奨します。

詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

マイナンバーカード総合サイト：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

健康保険証についてご相談があれば、受入れ教員にご連絡ください。

3-2. 入国管理局での手続き

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

在留資格の変更

「留学」「文化活動」等の在留資格で渡日した外国人が、三重大学で研究者として在留し、報酬を受けるようになる場合は、在留資格を「教授」に変更する必要があります。該当する研究者は速やかに入国管理局にて手続きを行ってください。

入管提出書類

- ・在留資格変更許可申請書（申請人等作成用）
（申請書は法務省ウェブサイトよりダウンロード：
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>）
- ・在留資格変更許可申請書（所属機関等作成用）
（各部局総務担当へ発行依頼を提出）
- ・証明写真 1 枚（4cm×3cm、3 カ月以内に撮影されたもの）
- ・大学が発行した活動の内容・雇用（採用）契約期間・職位・収入が記載された文書
- ・パスポートのコピー

- ・在留カード
- ・4,000 円の収入印紙（郵便局で販売しています。）

その他、場合によっては、追加書類（「留学」からの変更の場合は卒業/修了(予定)証明書、その他）の提出を求められることがあります。

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

在留資格の更新

手続きは、在留期限の 3 カ月前から行うことができます。遅くとも 1 カ月前までには必ず入国管理局にて手続きをしてください。

入管提出書類（教授ビザの更新の場合）

- ・在留期間更新許可申請書（申請人等作成用）
（申請書は法務省ウェブサイトよりダウンロード：
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>）
- ・在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用）
（各部局総務担当へ発行依頼を提出）
- ・証明写真 1 枚（4cm×3cm、3 カ月以内に撮影されたもの）
- ・1 年間の総所得及び納税状況の記載のある文書(例)源泉徴収票、納税証明書等
- ・パスポートのコピー
- ・在留カード
- ・4,000 円の収入印紙（郵便局で販売しています。）

その他、場合によっては、追加書類の提出を求められることがあります。

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

再入国

有効な旅券及び在留カードを所持して一時的に出国する際、出国後 1 年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。（この制度を「みなし再入国許可制度」といいます。）

出国する際には、必ず在留カードを提示してください。

出国する際、必ず在留カードを提示するとともに、再入国出国用 E D カード*のみなし再入国許可による出国の意図表明欄にレ（チェック）してください。

(入国管理局のウェブサイトをご参照いただき、チェックボックスの画像を確認してください。https://www.moj.go.jp/isa/immigration/resources/re-ed_index.html)

*EDカードとは、外国への入出国時に必要な入出国記録カードのことです。

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

※1. 「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象となります。

※2. 在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

家族の来日

<90日以内の短期滞在の場合>

○査証免除措置国・地域から渡日する場合は、手続き不要です。

ビザ免除措置国・地域一覧：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

○ビザ免除措置国・地域以外から渡日する場合は、次の書類を家族へ送付し、家族がその他必要な書類を添えて、最寄りの日本国大使館/領事館にて短期滞在のビザを申請してください。

- ① 招へい理由書
- ② 滞在予定表
- ③ 身元保証書
- ④ 住民票 (世帯全員分で続柄記載があるもの)
- ⑤ 在職証明書
- ⑥ 総所得証明書
- ⑦ 在留カードの写し
- ⑧ 渡航目的を裏付ける資料

詳細は外務省又はビザ申請を行う在外公館に照会してください。

外務省ホームページ：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

<90日以上滞在する場合>

○研究者がすでに渡日している場合 (研究者本人が行う)：

以下の書類を入国管理局に提出し、在留資格認定証明書を取得してください。その後、家族へ在留資格認定証明書を送付し、家族が最寄りの日本国大使館/領事館でビザの申請を行ってください。

入管提出書類

- ・ 在留資格認定証明書交付申請書 (入国管理局ウェブサイトよりダウンロード)
- ・ 家族 (申請人) の写真 (4cm×3cm) 1枚
- ・ 返信用封筒 (提携封筒に宛先を明記の上、送料分の切手 (簡易書留用) を貼付したもの) 1通
- ・ 家族 (申請人) のパスポートのコピー

- ・本人との関係を証明する書類（戸籍謄本、結婚証明、出生証明等）
- ・扶養者の在留カードまたはパスポートのコピー
- ・扶養者の職業及び収入を証する文書（在職証明書等）

その他、必要に応じて他の書類の提出を求められることがあります。

○研究者が渡日前の場合：

受入れ研究者が本人の在留資格認定証明書の交付申請と同時に家族分の在留資格認定証明書を申請します。

3-3. 住居

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

留学生寄宿舍 C 棟

三重大学留学生寄宿舍 C 棟に外国人研究者及び短期外国人学生向けの部屋を用意しています。利用を検討される場合は、国際戦略チーム留学生担当 (ryugaku@ab.mie-u.ac.jp) にお問合せください。部屋の詳細については下記ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.mie-u.ac.jp/international/internationalstudents/residence/>

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

民間宿舎（アパート・マンション等）

民間宿舎を借りる場合、通常、部屋代の他に敷金・礼金等の一時金を払うのが習慣となっており、また保証人も必要です。民間宿舎（アパート）は通常、家具（机・イス・本棚・ベッド等）は、備えていません。住居の情報は、三重大学生活協同組合の他、ユニライフ（UniLife）、ミニミニ（三重大専門窓口）でも探すことができます。

民間アパートを借りる際に、家賃・光熱費以外に必要な費用の一例

礼金	日本の慣例では、部屋代とは別に、部屋を借りる際の手付金（お礼）として礼金（権利金）を家主に払います。このお金は返金されません。
敷金（保証金）	入居中の問題、退去時の部屋の破損や部屋代未払い等の保証として、入居時に家主に支払います。退去するとき、部屋の清掃代や修理代等を差し引いた分が返金されます。
共益費・管理費	廊下の照明、建物の管理や清掃代等の費用を、住人全員で負担します。
その他必要な費用	火災保険、更新料（賃貸契約を更新する場合に必要）等。 詳しくは不動産業者や家主に問い合わせてください。

※敷金、礼金、更新料は、家賃の2、3カ月分に相当するのが一般的です。ただし、金額は物件によって様々です。また、敷金や礼金を払う必要のない物件もあります。

●・・・外国人研究者

電気・ガス・水道

学外の場合

電気・ガス・水道の公共サービスは、家主が管理していることがあるので、まずは家主、もしくは賃貸不動産業者に問い合わせから手続きを始めてください。

公共サービスの使用料（公共料金）の支払いは、銀行・郵便局・コンビニエンスストアでできます。また、口座振替で自動払いする方法もあります。

学内（留学生寄宿舍）の場合

電気

日本で使われている電気の周波数は2種類あり、三重県では100V/60Hzです。周波数に適した電化製品を使いましょう。

留学生寄宿舍の電気の使用開始・終了の連絡は職員が行います。

ガス

ガスの備え付けはございません。

水道

留学生寄宿舍の水道の使用開始・終了の連絡は職員が行います。

3-4. 日常生活

●・・・外国人研究者

麻薬について

日本では、大麻を含むすべての薬物の所持が法律で厳しく禁止されています。これらの薬物の使用譲受、譲渡、栽培はもちろん、ほんのわずかな量を所持しているだけでも法律違反となり、厳しく罰せられます。

●・・・外国人研究者

盗難・紛失について

盗難にあったら、110番（警察）に通報します。

預貯金通帳やキャッシュカード、クレジットカード等を紛失したり盗まれたりしたら、発行した金融機関等にすぐに支払停止を申請します。

警察では、遺失届・盗難届証明書を発行します。この証明書は外国人登録証明書または在留カードやパスポートの再発行手続きの際等に必要となる場合があります。

●・・・外国人研究者

交通安全について

自動車・バイク・自転車に乗るときや歩行の際もルールをしっかりと守って事故にあわないよう注意してください。

① 自動車・バイク

運転するには、運転免許証が必要で、バイクはヘルメット着用が義務づけられています。

日本国内では、自動車・バイクは左側通行です。交通規則は非常に厳重で、例えば飲酒運転等は厳しく罰せられます。また自動車、バイクを所有する場合は、事故を起こした場合に多額の保証金が必要になりますので、自賠責保険は勿論のこと、必ず各種の保険（任意保険）に入るようにしてください。

運転免許証を取得するには、下記三重県警察ホームページを参照してください。

<https://www.police.pref.mie.jp/sp/licence/licence14.html>

また、自動車・バイクで通勤する場合は、駐車場使用許可を得る必要があります。詳細は所属部局総務担当者までお問い合わせください。

② 自転車

自転車の乗る際は、ヘルメット着用の努力義務があります。

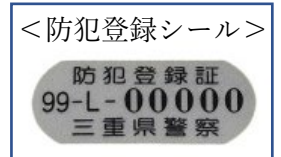
三重県で自転車に乗る方は、「自転車損害賠償保険」に加入する義務があります。その他の自転車のルールは津市ホームページを参照してください。

津市 - 交通安全 :

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/genre/1463566475777/index.html>

<防犯登録>

- ・新しく自転車を買う場合、自転車店で防犯登録をしなければなりません。
- ・登録には名前と住所が確認できる身分証明書と約700円が必要です。
- ・登録の有効期限は7年です。
- ・販売店からもらう防犯登録カードの控えは必ず保管しておいてください。
- ・誰かから自転車を譲ってもらったときは、自転車店で登録カードを自分名義に書き換えてもらいます。
- ・もし、盗難にあったら防犯登録カードの控えを持って近くの交番に届けます。



<自転車損害保険等の加入義務について>

- ・三重県は、県内を走行する自転車に、自転車損害保険等の加入を義務づけています。
- ・自転車に乗る場合は、必ず、自転車損害保険等に加入してください。
- ・加入する保険については、「賠償責任補償限度額（対人）が1億円以上」「示談交渉サービス付」「賠償保障の対象となる後遺障害の制限なし」の3つの補償内容が含まれる損害保険を強く推奨します。

③ もしも、交通事故にあったら、または加害者になったら

・ **小さな事故でも必ず警察（110番）及び受入れ教員に連絡してください。**

・ けが人がいるときは、119番に電話して救急車を呼び、病院へ運びます。必ず病院で診療を受けてください。

・ 事故の相手の名前・住所・電話番号・年齢・運転免許証番号・自動車の車両番号等を確認してください。

・ 目撃者がいる場合は、その人の名前・住所・電話番号も確認してください。

●・・・外国人研究者

ゴミ処理について

ゴミの収集日、分別の方法は地域により異なります。詳しくは居住地の市役所、または家主や近所の人に聞いて、ルールに従ってください。

ゴミは透明または半透明の袋に入れてください。ゴミの収集は清掃員が、市内を車で地区ごとに決まった日に回ってきます。

ゴミは可燃ごみと、プラスチックゴミ、資源ゴミ（ビン類・空き缶類・ペットボトル）に区別（それぞれ別の袋に入れる）しなければなりません。

※冷蔵庫・テレビ・エアコン・洗濯機・パソコンについては、別途リサイクル料を負担の上、購入店に引き取ってもらわなくてはなりません。（民間アパートの場合）

◆津市ごみのホームページ

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/genre/1100000000009/index.html>

●・・・外国人研究者

緊急時の連絡

緊急時の際は、下記の電話番号にかけてください。(いずれも 24 時間受付可能)

①警察への通報（盗難、交通事故等）・・・**110** 番(局番なし)

警察に相談したいことがあるときは、三重県警察安全相談電話へ電話してください。

(電話：#9110 または 059-224-9110)

②消防署・救急車への通報（家事、けが、急病等）・・・**119** 番（局番なし）

火事か急病かをはっきり言って、住所または場所を正確に伝えてください。

●・・・外国人研究者

自然災害

日本は、地震、台風（夏～秋）などの自然災害がたびたび発生します。災害は、突然やってくるものですから、準備をしておきましょう。地域の「一時避難場所」「広域避難場所」がありますから、確認しておいてください。

(備えたい非常用品)

飲料水・非常食・懐中電灯・ラジオ・ポリ袋・軍手・現金・食器・マスク・下着類・乾電池・カイロ・レインコート

●・・・外国人研究者

銀行口座の開設

日本で銀行口座を開設する際には、いくつかの条件を満たす必要があります。一般的には在留カード、パスポート、住民票などの提出が求められます。詳細な必要書類や手続きについては、各銀行の公式ウェブサイトや窓口で最新の情報をご確認ください。

日本国内には多くの銀行があり、それぞれサービス内容や口座開設の条件が異なります。例えば、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行などの大手銀行では、外国人向けの案内が整備されており、国内外に幅広いネットワークを有しています。ただし、これらの銀行では、口座開設に入国後 6 ヶ月以上の経過が必要とされる場合があることや、三重県内における支店数が限られている点にご留意ください。

また、ゆうちょ銀行は全国に広く展開しており、三重県内でも多くの支店が利用可能です。ゆうちょ銀行では、入国後 3 ヶ月以上経過していれば口座を開設できるため、比較的に利用し

やすい選択肢となっています。ゆうちょ銀行については、20 ページ「郵便局でのサービスについて」をご参照ください。

●・・・外国人研究者

携帯電話

携帯電話は、街の携帯電話販売店で申し込みます。必要書類は、店舗により異なるので、携帯電話を購入する店で確認してください。在留カード、旅券(パスポート)や健康保険証、預金通帳等が必要なことが多いようです。

●・・・外国人研究者

行政窓口・郵便局

津市役所

	平日	土曜日	日曜・祝日
開庁時間	8:30a.m.～ 5:15p.m.	定休日	定休日

・子供の教育

家族で来日し、子供が学校に通う際は、次のような施設があります。入学手続きは津市公式サイトを参照してください。

－保育所（1歳未満～小学校就学前）

（日中に家庭で保育が出来ない状態にある乳幼児を預ける施設）

－幼稚園（3歳～6歳）、小学校、中学校、高等学校、外国人学校があります。

津市公式サイトには日本での生活に役立つ情報が載っています。

参考にしてください。

津市公式サイト：<https://www.info.city.tsu.mie.jp/>

アストプラザ

	平日	土曜・日曜・祝日	12月29日～ 1月3日
行政サービス窓口	8:30a.m.～ 8:00p.m.	8:30a.m.～ 5:00p.m.	定休日

・アストプラザで利用可能な行政サービスについて

アストプラザ内には津市役所の出張所が設置されており、以下のような行政サービスをご利用いただけます。

- 住民票の発行
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 所得証明書や税証明書の発行

その他、詳しい手続き内容やサービスの詳細については、以下のリンクをご参照ください。

アストプラザ-行政サービス窓口のご案内：<https://www.ust.city.tsu.mie.jp/center.htm>

郵便局

三重大学内郵便局

	平日	土曜日	日曜・祝日
郵便窓口	9:00a.m.～ 5:00p.m.	定休日	定休日
貯金窓口	9:00～ 4:00p.m.	定休日	定休日
ATM	9:00a.m.～ 5:30p.m.	9:00a.m.～ 5:00p.m.	9:00a.m.～ 5:00p.m.

津中央郵便局

	平日	土曜日	日曜・祝日
郵便窓口	9:00a.m.～ 7:00p.m.	9:00a.m.～ 5:00p.m.	9:00a.m.～ 12:30p.m.
ゆうゆう窓口	7:00a.m.～ 9:00p.m.	7:00a.m.～ 6:00p.m.	7:00a.m.～ 6:00p.m.
貯金窓口	9:00a.m.～ 4:00p.m.	定休日	定休日
ATM	8:00a.m.～ 9:00p.m.	9:00a.m.～ 7:00p.m.	9:00a.m.～ 7:00p.m.

・郵便局でのサービスについて

郵便局では郵便関連業務に加え、在留期間が3ヶ月以上で在留カードをお持ちの方を対象に、ゆうちょ銀行での銀行口座開設も可能です。

詳しい手続きや必要書類については、以下のリンクをご参照ください。

ゆうちょ銀行-口座を開設される外国人のお客さまへ：

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kaisetu/kat_gaikokujin.html

3-5. 健康管理

●・・・外国人研究者

病院へ行くとき

医療機関に資格確認書またはマイナンバーカードを持って行き、診療を受けます。

医療通訳システム事業（日本語を母国語としない市民が安心して医療サービスを受けられる事業）を使える病院があります。

公益財団法人 三重県国際交流財団ホームページを参照してください

公式サイト：<https://www.mief.or.jp/info02.html>

●・・・外国人研究者

夜間・休日診療所

◆津市応急クリニック（内科）

対象：16歳以上の方

所在地：津市西丸之内 37-8（お城西公園西隣）

電話番号：059-229-3303

診療時間

- ・夜間（毎日）19:30～23:00（受付 19:30～22:30）
- ・昼間（日曜・祝日・12月31日～1月3日）10:00～12:00 / 13:00～16:00

◆津市子ども応急クリニック・休日デンタルクリニック

対象：16歳未満の方（小児科）、年齢制限なし（歯科）

所在地：津市大里窪田町 327-1（三重病院敷地内）

電話番号：059-236-5501

診療時間：

小児科

- ・夜間（毎日）20:00～23:00（受付 19:30～22:30）
- ・昼間（日曜・祝日・12月31日～1月3日）10:00～12:00 / 13:00～16:00

歯科

- ・祝日・休日（1月1日及び日曜日と重なる日を除く）・1月2日・5月3日～5日
10:00～12:00
- ・12月31日 10:00～12:00 / 13:00～16:00

3-6. 学内施設

●・・・外国人研究者

キャンパスマップ

本学のキャンパスマップは、以下のリンクよりご確認ください。

<https://www.mie-u.ac.jp/about/overview/access/campus-map.html>

なお、本学では喫煙可能な場所が指定されており、これ以外の場所での喫煙は固く禁止されています。喫煙される際は、必ず指定された場所をご利用ください。

3-7. 外国人の支援団体

三重県にある主な支援団体は次のとおりです。

●・・・外国人研究者

行政通訳・相談

みえ外国人相談サポートセンター みえこ「MieCo」

みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「MieCo」）では、市役所等公共機関と外国籍市民を結ぶ電話通訳サービスを実施しています。（無料）

市役所等の三重県内の関係機関で言葉が通じないときや相談したいとき、または行政サービスの利用や手続きをどこでしたらよいかわからないとき等に利用できます。

通訳対応言語：(1) 相談員

5 言語（日本語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語）

(2) 電話による三者通訳

11 言語（上記 5 言語に加え、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語）

※上記以外の言語については、自動翻訳機を利用して対応可能な場合があります。

開設時間 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）9時から17時まで

◆みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「MieCo」）

[みえこ「MieCo」.pdf \(mie.lg.jp\)](#)

TEL:080-3300-8077



三重県津市羽所町 700 アスト津 3 階

電話：059-223-5006

ホームページ：<https://www.mief.or.jp/> - :~:text=2024.8.3

開館時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

休館日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

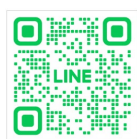
●・・・外国人研究者

WELCOME（外国人相談窓口）

津市在住の女性たちが運営する相談窓口で、健康、ビザ、子育て、日本のシステムの使い方など、幅広いテーマに対応しています。英語、フィリピン語、ベトナム語、やさしい日本語など、複数の言語でのサポートが可能です。

ホームページ：<https://www.welcome-mie.org/><https://www.welcome-mie.org/>

電話番号：050-6874-2643



LINE QR コード：QRコードでLINEの友だちを追加

●・・・外国人研究者

津市国際交流協会

外国人向け日本語教室や文化紹介イベントを通じて、多文化共生を推進する団体です。津市と外国都市との交流活動も行っています。

住所：〒514-8611 三重県津市西丸之内2 3 番1号

津市国際交流協会事務局（津市役所3階 市民交流課内）

電話番号：059-229-3146

ホームページ：<https://sites.google.com/view/tsucity3102?usp=sharing>

3-8. アクセス

●・・・外国人研究者

三重大学までのアクセス

■中部国際空港から



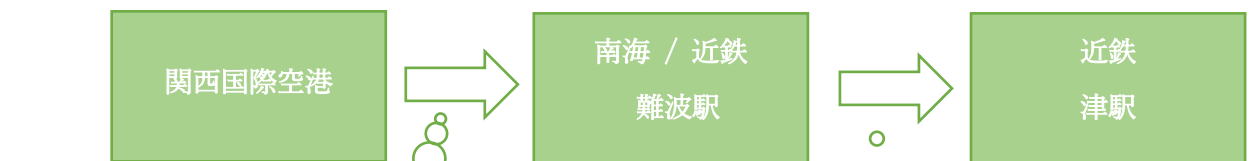
高速船 約45分

<https://tsu-airportline.co.jp/>



タクシー 約20分
または
バス（津駅で乗り換え）

■大阪から



南海・空港特急“ラピート” 約40分

https://www.nankai.co.jp/en_railway

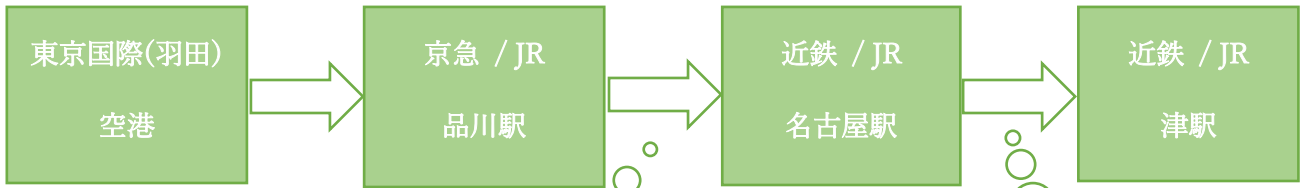


近鉄特急 約85分

<https://www.kintetsu.co.jp/gyoumu/Express/A10002.html>



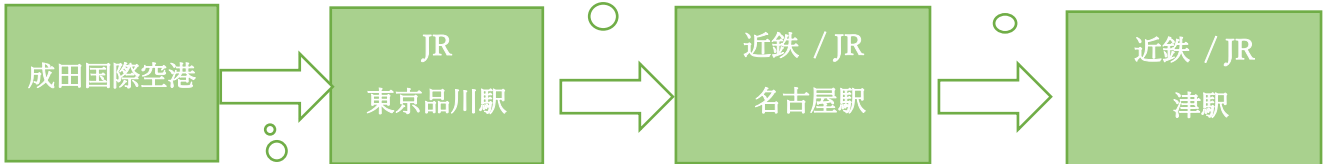
■東京から



新幹線
約1時間30分

近鉄特急 約50分/
近鉄急行 約65分 /
JR快速みえ 約55分

■成田から



成田エクスプレス
1時間15分



4. 帰国前

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

学内手続き

□大学への届け出（受入れ教員のみ）

退職にあたって必要な諸手続きについて確認してください。

届出・問合せ先：受入れ教員→国際戦略チーム

期限：帰国日の1、2カ月前まで

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

住居関係の手続き

□退室の事前通知

学外に住んでいる場合、契約書を確認のうえ、家主又は不動産業者へ退室の連絡をしてください。一般的に、退去の1、2カ月前までに通知が必要とされており、事前に連絡を行わない場合、追加で1カ月分の家賃を請求される場合があります。

大学内（留学生寄宿舍）に居住している場合は、退去予定日の2週間前までに国際戦略チームに退室の連絡をしてください。

届出・問合せ先：学外の場合→家主又は仲介業者

期限：引っ越しの1、2カ月以上前まで

学内（留学生寄宿舍）の場合→国際戦略チーム

期限：引っ越しの2週間前まで

□電気・ガス・水道の使用停止手続き（学外居住者のみ）

学外に居住している場合は、各営業所へ連絡し、使用停止手続きを行ってください。各営業所の連絡先は料金の領収書等に記載されています。また、料金の最終支払い方法についても確認してください。引っ越しの当日に係員が使用量の最終確認のため訪問する場合があります。土曜日や休日是对応してもらえないことがあるので事前に調整してください。

※学内（留学生寄宿舍）に居住している場合、電気・水道の使用停止手続きは職員が行うので不要です。

届出・問合せ先：各営業所

期限：退去の1週間前まで

□退去時の清掃、鍵の返却

退去時は、荷物をすべて運び出して、室内の清掃を行ってください。その後、家主に室内の点検を依頼し、問題がなければ退去手続きが完了します。また、退去時に鍵を返却してください。

届出・問合せ先：家主

期限：引っ越し日当日

●・・・外国人研究者

●・・・受入れ教員

市役所・金融関係等の手続き

□市役所への届け出

在留カードとパスポートを持って市役所へ行き、転出届を提出してください。また、マイナンバーカード（マイナ保険証）または資格確認書の返却が必要となる場合がありますので、市役所に確認を行ってください。

届出・問合せ先：市役所

期限：帰国日まで

□在留カードの返却

空港で出国手続きの際、出国審査官に返却してください。

届出・問合せ先：空港

期限：帰国日当日

□金融機関の口座解約

金融機関の口座を解約する場合は、通帳・キャッシュカードを持って窓口で手続きを行ってください。ただし帰国後も、大学からの振込や諸費用の支払いの引き落としが予定されている場合は、口座を開設したままにすることも可能です。その場合は住所変更を行ってください。

必要書類

- ・在留カードやパスポート等の身分証明書
- ・口座を開設した際に使用した印鑑
- ・通帳・キャッシュカード

届出・問合せ先：金融機関

□その他の契約の解約

クレジットカードの解約を解約する場合は、契約しているカード会社へ帰国の旨を連絡し、必要な手続きを行ってください。

個人契約の携帯電話、インターネット、レンタル品などがある場合は、それぞれの業者に解約手続きを行い、未精算の費用がないことを確認してください。

届出・問合せ先：各契約先

期限：契約内容に応じて確認

5. 三重大学外国人研究者受入れ規程

三重大学外国人研究者受入れ規程について

○三重大学外国人研究者受入れ規程

(平成 16 年 5 月 26 日規程第 65 号)

改正 平成 19 年 3 月 29 日規程
令和 6 年 11 月 26 日規程第 65 号[未施行]

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学術研究の国際交流を推進するため、三重大学(以下「本学」という。)において、本学の教員と共同して研究に従事する外国人研究者の本学への受入れに関し必要な事項を定める。

(受入れの条件)

第 2 条 本学の外国人研究者として受け入れることのできる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、国立大学法人三重大学職員就業規則第 2 条第 4 号に基づく外国人教師等を除く。

- (1) 本学の教授、准教授、講師、助教又は助手と同等以上の資格があると認められる者
- (2) 原則として 1 月以上にわたり学部等で行う共同研究に貢献できる者

(申請)

第 3 条 外国人研究者を受け入れようとする学部等の長は、当該学部等の了承を得て、原則として受入れ予定日の 1 月前までに、所定の書類を添えて学長に申請し、その承認を得なければならない。

(受入れ期間)

第 4 条 外国人研究者の受入れ期間は、2 年以内とする。ただし、必要がある場合は、その期間を延長することができる。

2 受入れ期間の変更に係る申請手続等は、前条の規定を準用する。

(従事)

第 5 条 外国人研究者は、あらかじめ定められた研究計画に従い、共同研究に従事するものとする。

(待遇等)

第 6 条 外国人研究者には、給与を支給しない。

2 外国人研究者は、本学の教育研究に支障がない範囲において、研究を遂行するために必要な本学の施設及び諸設備を利用することができる。

(規程等の遵守)

第 7 条 外国人研究者は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(誓約書)

第8条 外国人研究者は、受入時に別に定める安全保障輸出管理、知的財産権等に係る誓約書を学長に提出するものとする。

(受入れの取消し)

第9条 学長は、外国人研究者が本学の諸規程に違反し、又は本学の教育研究に重大な支障を生じさせたときは、当該学部等の長からの申請に基づき、当該外国人研究者の受入れの決定を取り消すことができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、外国人研究者の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月29日規程)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月26日規程第65号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

問い合わせ先

企画総務部国際戦略チーム

TEL : 059-231-9721

Email: kokusai@ab.mie-u.ac.jp